

# 競争的資金等管理規程

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目 的)

本規程は、当社における競争的資金等の適正な運営・管理体制を構築することにより、競争的資金等の不正使用を防止することを目的とする。

### 第 2 条 (適用範囲)

競争的資金等及び研究活動の運営及び管理については、他の関係法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、本規程によるものとする。

### 第 3 条 (定 義)

本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「競争的資金等」とは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構から配分される公募型の研究資金をいう。
- (2) 「役職員」とは、取締役、監査役、従業員、派遣社員等、業務に従事する全ての者をいう。

## 第 2 章 運営及び管理体制

### 第 4 条 (最高管理責任者)

会社全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、代表取締役社長とする。
- 3 最高管理責任者は、「競争的資金等の不正防止への取組に関する方針」(以下、「基本方針」という)を策定する。

### 第 5 条 (統括管理責任者)

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について会社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、管理部長とする。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、当社の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

### 第 6 条 (コンプライアンス推進責任者)

当社の各部署等における競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、研究開発部長とする。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の業務を行わなければならない。
- (1) 自己の管理監督又は指導する技術研究所等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者へ報告する。
  - (2) 不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての研究者に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - (3) 役職員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### 第 3 章 運営及び管理に関する環境整備

#### 第 7 条 (誓約書)

競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての役職員は、別に定める様式にて誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

- 2 誓約書の提出がない研究者は、競争的資金等の申請並びに運営及び管理に関わるができない。

#### 第 8 条 (物品の調達)

研究に必要な物品等の購入にあたっては、「購買管理規程」に従って適切に行う。

#### 第 9 条 (旅費の精算)

研究の旅費の取扱いについては、「旅費規程」によるものとする。

#### 第 10 条 (関係書類の保管)

事務管理部門は、競争的資金等の収支関係を明らかにした関係書類を当該競争的資金等の交付を受けた年度終了後 5 年間保管するものとする。

### 第 4 章 研究費の不正利用防止に関する体制

#### 第 11 条 (不正防止計画推進責任者)

競争的資金等の不正使用の防止計画を策定・推進するため、不正防止計画推進責任者を置く。

- 2 不正防止計画推進責任者は、統括管理責任者が兼務する。

#### 第 12 条 (不正防止計画)

不正防止計画推進責任者は、競争的資金等を適正に運営・管理するため、不正防止計画を策定し、実施するとともに、実施状況について最高管理責任者に報告する。

#### 第 13 条 (コンプライアンス教育)

コンプライアンス推進責任者は、役職員に対し、競争的資金等の運営・管理に関するコンプライアンス教育を行わなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項に定めるコンプライアンス教育の実施状況・受講状況等について管理監督する。
- 3 競争的資金等の運営・管理に携わる役職員は、第1項に定めるコンプライアンス教育を定期的に受けなければならない。

#### 第14条 (相談窓口)

競争的資金等の使用に関するルール等について、会社内外からの相談を受け付ける相談窓口を設置する。

#### 第15条 (取引業者からの誓約書の受領)

取引業者との不正取引を防止するため、競争的資金等に係る取引を行う取引業者等に対して、所定の誓約書の提出を求める。

- 2 誓約書の提出は、研究消耗品費は50万円以上(税抜き)、外注費はすべての取引先を対象とする。
- 3 前項の定めによる誓約書に反して不正な取引に関与した業者等が確認された場合は、取引停止等の処分を行う。

#### 第16条 (監査)

「内部監査規程」に従って、競争的資金等の管理及び事務の取扱いについて、内部監査を実施する。

- 2 役職員は、内部監査の実施に協力するものとする。

## 第5章 不正に対する対処

#### 第17条 (通報窓口の設置)

会社内外からの告発等(会社内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)を受け付ける通報窓口を設置する。

- 2 告発等の取扱い、調査委員会の設定については、当社の「競争的資金等の不正使用及び研究活動の不正行為への対応に関する取扱要領」によるものとする。
- 3 基本方針及び相談・通報窓口の連絡先等を当社ホームページにて公表する。

#### 第18条 (不正に対する処分)

最高管理責任者が、不正が行われた可能性があるかと判断した場合は、「競争的資金等の不正使用及び研究活動の不正行為への対応に関する取扱要領」に従って、審議及び処分を行う。

## 附 則

### 第 19 条 （規程の改廃）

本規程の改廃は、取締役社長の決裁による。

### 第 20 条 （制定及び施行日）

本規程は、平成 30 年 5 月 10 日に制定する。

2 本規程は、平成 30 年 5 月 10 日より施行する。

3 本規程は、令和 5 年 5 月 15 日より改訂する。